

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和3年6月22日

摂 津 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和3年6月22日（火） 午前 9時55分 開会
午前10時35分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員 長	渡 辺 慎 吾	副委員長	村 上 英 明	委 員	塚 本 崇
委 員	弘 豊	委 員	檜 村 一 臣	委 員	光 好 博 幸
議 長	森 西 正	副 議 長	水 谷 毅		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

副市長 奥 村 良 夫 副市長 福 渡 隆
総務部長 山 口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛 渡 長 子 同局次長 大 西 健 一
同局主幹兼総括主査 香 山 叔 彦 同局書記 織 田 裕 太

1. 案件

- ・ 追加議案について
- ・ 摂津市議会議員定数条例の一部改正の取り扱いについて
- ・ 摂津市議会委員会条例の一部改正について
- ・ 各常任委員会等における市議会三役及び委員長の質疑について

(午前9時55分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。本日は、本会議を控えまして大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

本定例会におきまして、当初發送いたしました議案提出以外にも、予算案件1件、人事案件1件、条例案件1件、その他案件2件、計5件の案件を追加提出させていただきたく存じます。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたします。

皆様方には大変お手数をおかけいたしますが、どうかよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

それでは、追加議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和3年第2回市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第47号は、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第7号)でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活に困窮する世帯への支援としての予算を計上するもので、現計予算額409億2,221万1,000円に、補正額9,036万6,000円を追加し、補正後の予算額を410億

1,257万7,000円とするものでございます。

その内容は、歳入では国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費及び事務費補助金を計上いたしております。歳出では新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などを計上いたしております。

次に、議案第48号は教育委員会教育長の任命について同意を求める件でございます。

本件は、教育委員会教育長の箸尾谷知也氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第49号は特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市長及び副市長の給料の減額を行うため所要の改正を行うものでございます。

その内容は、令和3年7月1日から同年9月30日までの間における市長及び、同年4月1日以後に新たに副市長となった者を除く副市長の給料月額について、100分の20に相当する額を減額するものでございます。

なお、施行日は令和3年7月1日といたします。

次に、議案第50号は損害賠償の額を定める件でございます。

本件は、公用自動車による車両損傷及び人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和3年2月1日、月曜日、午後1時10分頃、摂津市一津屋二丁目2番地先、府道正雀一津屋線におきまして、公用軽自動車が、前方で停車していた相手方車両に追突し、当該車両の一部を損傷させ、追突の衝撃により相手方に頸部捻挫を負わせたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては議案書のとおりでございます。

また、損害賠償の額は85万8,023円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補てんされるものでございます。

続きまして、議案第51号も損害賠償の額を定める件でございます。

本件は公用自動車による車両破損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和3年2月5日、金曜日、午後6時頃、摂津市鳥飼本町三丁目127番地先、市道鳥飼八防鳥飼上線におきまして、公用軽自動車が、右折の際に対向車線を直進する相手方車両と衝突し、当該車両を破損させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては議案書のとおりでございます。

また、損害賠償の額は83万9,456円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補てんされるものでございます。

以上、令和3年第2回定例会追加提案案件の概略説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたし

ます。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質問がないようですので、理事者の皆様は退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

次に、議員から提出された摂津市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件について、議会議案第4号として、前例に倣い即決の取り扱いをしたいと考えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、本件については即決ということに決定します。

次に、摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、協議を行います。

本件については、6月7日の本委員会で事務局から改正についての説明を受け、会派へ持ち帰りとなっていました。

各会派で協議していただいたと思いますが、本件については6月7日に事務局から説明があったとおり改正することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議ないようですので、そのように決定します。

事務局から提出者等について説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 ただいま決定しました、摂津市議会委員会条例の一部改正につきましては、議会議案第5号として議会運営委員が提出者となっていただきますの

で、よろしくお願いいたします。

なお、本会議での提案説明は議会運営委員長に行っていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前10時 4分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○渡辺慎吾委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、一般質問の質問者ごとの割当時間について、既に公明党以外については割当時間が確定していますので、公明党の割当時間の発表をお願いします。

○村上英明委員 村上15分で、福住議員15分、藤浦議員15分、南野議員15分です。

○渡辺慎吾委員長 事務局から確認をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、令和3年第2回定例会における一般質問の割当時間について確認させていただきます。

大阪維新の会、塚本議員12分、香川議員12分、三好俊範議員12分。

改革クラブ、渡辺議員24分。

公明党、村上議員15分、福住議員15分、藤浦議員15分、南野議員15分。

自民党・市民の会、松本議員12分、光好議員12分、嶋野議員12分。

日本共産党、安藤議員12分、野口議員12分、増永議員12分、弘議員12分。

民主市民連合、檜村議員24分。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 確認が終わりました。

次に、追加議案及び意見書の議事日程扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、追加議案及び議会議案の上程に関わりまして、6月25日の議事日程について説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問に続きまして、日程2、議案第38号など5件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。

この5件を採決グループにまとめて備考欄に採決の方法を記入いたします。

先ほどの協議会での態度表明を基に整理いたしますと、議案第38号、議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号が一括簡易採決でございます。

日程3が追加議案の議案第48号で、上程し即決でございます。

日程4が追加議案の議案第47号で、上程し即決でございます。

日程5が追加議案の議案第49号で、上程し即決でございます。

日程6が追加議案の議案第50号など2件で、一括上程し即決でございます。

日程7が議会議案第4号 摂津市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件で、提案理由の説明、質疑の後、即決でございます。

日程8が議会議案第5号 摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件で、即決でございます。

なお、本会議場での提案説明者は議会運営委員長の渡辺議員に行っていただきます。

日程9が本日上程が決まりました意見書案でございまして、一括上程の上、即決でございます。こちらにつきましては、議会議案第6号が起立採決と備考欄に記載いたします。

なお、この議事日程並びに議会議案につ

きましては、6月25日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議ないようですので、そのように決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

次に、各常任委員会等における摂津市議会三役及び委員長の質疑について協議を行います。

本件は、私からの説明後、会派に持ち帰っていただき、6月25日の議会運営委員会で協議したいと考えております。

それでは、今回の提案の趣旨を説明いたします。

これまで、議長、副議長、監査委員の三役及び委員長については、その職責から公平・中立な立場を維持する必要があるため、摂津市においては、他市に比べ厳しく委員会での発言を控えてきた経緯があります。

しかしながら、これまで議員数を削減し、委員会数も統合整理を進めてきた今日の状況を勘案しますと、今まで以上に活発に議会内での議論を進める必要があると感じております。

このことから、議長、副議長、監査委員及び委員長に発言の機会を設ける必要があると考えておりますため、今回のような提案をさせていただきました。

取り扱いにつきましては、お手元にお配りしている案のとおり、正副議長については、その立場を踏まえ総括的な質疑内容に

とどめることとしております。

議会選出監査委員については、地方自治法上、守秘義務が課せられている一方で、役員改選の時期が年度の途中であることから、監査委員に就任の間に審議に携わった事案を除き質問を行うことができることとしています。

最後に、委員長については、一委員として質疑を行う場合にあっては、委員会の進行を副委員長と交代した上で質疑することができるとしています。

説明は以上になりますが、質疑等がありましたらお受けいたします。

光好委員。

○光好博幸委員 今見させていただいたんですけど、これ、持ち帰ってということだと思んですけども、この中身とか文面とかについてもちょっと変えるとか、そういうのもよろしいですか。

○渡辺慎吾委員長 それも結構です。

光好委員。

○光好博幸委員 ちょっと思ったんですけど、委員長のところで、今言うべきことではないのかもしれませんが、質問できるのはいいとしまして、例えば委員長という、立場を踏まえてとか、議長のようにですね、分別を持って総括質疑にとどめるとか、何かこの文面を変えるとか、そういうところでいくといいとか、そういうところを踏まえて持ち帰ったらいいという理解なのか。

○渡辺慎吾委員長 そういうことです。例えば委員長としてね、やっぱり関連質問とかされて、それでだらだらだらだら時間を費やされた場合にね、一定、その総括的な質問とか、それから他の委員が質問されないような内容に限られるとか、その極端な例をいったら、時間制限をこれから考え

ていくことも必要だというふうに思いますし、そういう点も一応腹案として我々にはあるので、その点は一遍、会派に持ち帰って発言していただきたいと思います。

私としても前も言わせていただいたんですけど、私が議員になった当初は、委員長の発言は副委員長と交代しながら、発言されてました。そういう経緯はありました。それがいつの間には、委員長は発言できないとそういうようなことになっていった。

それはね、あまりこういう場で言うのもなんですけど、やっぱりそれは、ある一定の古い考え方がこの議会にあって、他市を見てもらったらいいのですが、他市はほとんど発言できるんです。

議員定数は削減された上で、委員会も整理され、議員が発言を得る機会がだんだん少なくなってきたと感じています。

より多くの議員に発言できるという立場を、つまり従前のように戻すべきではないかと思ひまして、副委員長とも相談しながら、こういう形で提案させていただきました。

いやらしい話ですけど、やっぱり役選の絡みがあってですね、そういういろんなことの話の中で、自然にこういう今の形になったんだけど、全く根拠がないんです、今までのこの従来からの決まり事というのは。

きちっとした文面もないわけで、こういう議論はやっぱりなくさなあかんというふうに私も思い、今回こういう形をとるべきだと思ひましたので、ちょっと案を示させていただきます。

ほかに何か質問あるようでしたら。

弘委員。

○弘豊委員 この資料で、今の摂津市のところがですね、三役の質疑の部分がすべて

なしになっています。実際のところは、私が副議長のときは質問をしてたということもあり、ここでは茨木市のところにも書いているように、慣例で議長が質疑をしないという取り決め等はないというのが、摂津市としてもそういうことではないのかなということをやっと今、現時点での認識として思っていました。今、すべてなしというふうになってますけれども、そのところを、これも持ち帰って協議してということだと思うんですが、今の事実関係のところでは茨木市的なことではないのかなというふうに思います。

○渡辺慎吾委員長 はい。これね、だから自由なことなんでね、やっぱり慣例とかそういうことが、それもそのむげにはできないこともあるんですよ。

ただ、新しい議会というふうに考えたら、新人であろうとベテランであろうとやっぱり平等にきちっと発言できる機会を与えるべきで、事務局も決まり事がない、曖昧な状況の中でいろんな意見が出てきたときに、混乱してしまうというのもあるんですよ。

そういう面できちっと明文化して、こういう決まり事をつくったほうがいい。その後、今言ったように、分別とか慣例とかね、そういうものを持ちながらやっぱり考えたらいいというふうに思うんですよ。

前近代的なことをずっと続けているのは、議会としてもやっぱり好ましくないというふうに思いますのでね。

滋賀県の野洲市というところでは、そこは1期目の議員が議長をやっとるんです。それも2年連続やっとるわけですよ。事務局サイドとしては非常に大変やったみたいですけど、そういうような議会もあるということですね。

やっぱりできる限り、新人であろうとベテランであろうとあらゆるチャンスを与えて、あらゆる発言ができるような状況というのは、これから望まれる議会というふうに思われます。

地方議会の在り方ということでね、今、いろんなところで議論されているじゃないですか。極端な例が地方議会は要らんの違うかとか、そういうことを言う人もおりますけど。

そういう意味にもおいても、やっぱりきちっと開かれた議会において、私が先ほど説明したように、あらゆる発言ができるような議会をちょっとでも望めたらなというふうに思います。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

村上議員。

○村上英明委員 意見だけ。先ほど、委員長のほうから、この一定の文面的な形で一定の線引きをしたらどうかというようなことであったかというふうに思います。

私たちの知らないところで慣例ができて、今、これを運用しているということになります。

そういう意味で、これから新人も出てくるようなこともありますでしょうし、議員の定数も下がってくるようなこともありますから、こういったことを議論というのはやっぱり活発にしなければいけないという部分もあるので、そういう意味では一定のこの仕切りをつくっていくというのは、私は賛同しておりますので、これがまだ会派に持ち帰ってですね、また議論しながら、文面修正もあるかもしれませんけども、ちょっと進めていきたいなというふうに私も思っております。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 ないようでしたら、それでは、本件については、会派に持ち帰っていただき、6月25日の本委員会で協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前10時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 渡 辺 慎 吾

議会運営委員 光 好 博 幸